

参議院

厚生・中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会

連合委員会会議録第一号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午後一時三十五分開会

委員氏名

厚生委員長

委員長

理事

堂森 芳夫君

大谷 豊潤君

常岡 一郎君

藤原 道子君

榊原 亨君

高野 一夫君

中山 壽彦君

西岡 ハル君

横山 フク君

林 了君

廣瀬 久忠君

竹中 勝男君

湯山 勇君

山下 義信君

有馬 英二君

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会

委員長

理事

常岡 一郎君

西岡 ハル君

飯島連次郎君

三橋八次郎君

山下 義信君

千田 正君

委員

大谷 豊潤君

榊原 亨君

長島 銀藏君

出席者は左の通り

厚生委員長

理事

堂森 芳夫君

常岡 一郎君

藤原 道子君

榊原 亨君

高野 一夫君

中山 壽彦君

西岡 ハル君

横山 フク君

林 了君

湯山 勇君

有馬 英二君

中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会

理事

三橋八次郎君

千田 正君

紅霞 みつ君

政府委員

引揚援護庁次長 田邊 繁雄君

本日の会議に付した事件
○未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出、衆議院送付)

「厚生委員長堂森芳夫君委員長席に着く」

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会、中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会連合委員会を開会いたします。未帰還者留守家族等援護法案を議題といたします。先ず政府委員から本案の内容及び衆議院の修正の要点などを説明願います。

○政府委員(田邊繁雄君) 未帰還者留守家族等援護法案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一条は本法の目的を述べたものでございます。衆議院において改正せられたる点は、未帰還者が置かれていた特別の状態にかんがみ、国の責任において、援護を行うという字句を挿入せられたのでありますが、これは戦没者遺族援護法と同じように、国家全体の責任に基いて援護するという字句を入れてほしいという一部議員の提案に對しまして、そこまで譲りたくないという御意見が outcome として、検討せられた結果、未帰還者という状態におかれておるといふ状態において、国家の責任である、かような精神からかような字句を挿入せられた次第でございます。実は戦没者遺族援護法の場におきましては、すでに恩給法において、軍人の戦死者、軍人の遺族に對して扶助料を支給するという法律上の原則が確立しておるのであります。が、この留守家族を援護するという場合の理念につきましては、そこま

ではつきりした理念があるわけではございません。これはいろいろ私のほうでも検討したのでございますが、一つには、従来ありました未復員者給与法であるとか、或いは特別未帰還者給与法という体系を以てして、到底今後の援護という点で不都合が生ずる、従つて留守家族を援護することが妥当である見地から立法することが妥当であるという考え方が一つと、それからもう一つは、今日中共、ソ連に未帰還の状態に置かれておるかたゝんというものの特別の状態を考へまして、彼らのかような点は国がやはり或る程度責任を持たなければならぬ、引揚促進に努めると同時に、その引揚の問題を解決するまでの間、未帰還の状態に置かれておるかたゝんの家族を援護するという立法があつても、この際国家国民としていたしまして納得できる線まではなかりうかと考へまして、かような立法をいたしたのであります。生活保護法だけではないかという議論も一方にありますが、併し他方、単なる生活保護以上の国としての責任をなし、援護をなすべきではないかと、かような考えから立法したのであります。この点は未帰還者援護という状態が曾つてなかつた状態でありまして、かような事態に對処する意味の立法の原理というものは、今日までなかつた次第でございます。今日までは復員者給与法であるとか、特別未帰還者給与法であるとか、給与という、俸給という觀念で処理しておりましたが、それを切

替えて、かような新しい理念に立つた法律の体系にいたした次第でございます。

それから第三条は、未帰還者の範囲をきめたものでございます。第一号は未復員者でございます。現在未復員者給与法によつて対象といたしております未帰還者をそのまま本法における未帰還者としたのであります。第二号は一般邦人であつてソ連、中共地域内に残留しておるかたゝんで、自己の意思によつて帰還しないという人々を除いたかたゝんであります。この中で特別の未帰還者、今までは一般邦人の中でソ連における未復員者と同じ状態にあつた人ただだけが、特別の未帰還者として給与の対象になつておつたわけでありまして、今度はその特別未帰還者という制限をはずしまして、すべての一般邦人である未帰還者にこれを適用しようとするのでございます。第二項は戦犯として拘禁されておるかたゝんを本法において未帰還者とみなして援護の対象としようとしておるのであります。これも現特別未帰還者援護法によつて特別未帰還者とみなされて援護の対象になつておるかたゝんをそのまま踏襲したのでございます。

第三条から第四条は帰還という言葉、留守家族というものの範囲の定義を書いたものでございます。留守家族の範囲は戦没者遺族援護法における遺族の範囲と合せてでございます。

第五条は未帰還者の留守家族には留守家族手当を支給する、当の本人の申

請に基いて行方という申請主義の原則をとつたのでございます。

第六條は留守家族手当を受ける留守家族の順位でございますが、戦死者遺族援護法の場合と合せて、甲慰金を受ける場合と合せてございます。現在の俸給及び扶養手当としての前渡しを受ける場合におきましては、順位をきめてございますが、おおむねその順位に合せてございます。

それから第七條は留守家族の手当を支給する場合の支給条件でございますが、その条件につきましては戦死者遺族援護法における遺族年金の支給条件と合せてございます。ただ本法におきましては主として本人の収入によつて生計を維持するという条件が付けてございます。現在におきましては、遺族及び扶養手当を家族に前渡しする場合におきましては、すべての家族に俸給扶養手当を前渡しするものではございませんで、本人の収入によつて生計を維持しているとの認められる家族に限定してあるもので、そのやり方をそのまま踏襲いたしましたのでございます。なお衆議院におきましては、夫というところに括弧を付けてまして、事実上の婚姻をしておつた夫も含むというふうに訂正になつたわけでございますが、これは、それは妻の場合と均衡を合せとるためにかような訂正がなされたのでございます。

第八條は手当の額でございますが、政府原案におきましては二千二百円でありましたが、衆議院において恩給法における兵に対する公務扶助料が兵長並みに引上げられました結果、それと均衡をとるために二千三百円とする訂正がせられたのでございます。但し

諸般の事情からその実施は昭和二十九年一月一日から二千三百円とすることに相成りまして、それまでは政府原案の通り二千二百円ということに相成つておるわけでございます。

それから第九條は留守家族手当を受けるべき同順位者が数人ある場合、一人をその代表者として申請をするという規定したわけでございます。第十條は毎月支払いということを規定したのでございます。

それから第十一條は留守家族手当を支給する始期と終期を書いたのでございますが、特に終期につきましては未帰還者が帰つたとき、未帰還者が自己の意思によつて帰らないということが判明したとき、未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき及び留守家族が留守家族手当を受けるべき条件を喪失するに至つたとき、これだけを終期の条件としたしております。なお本人が死亡した場合におきましても、知らずに留守家族手当を支給するという場合があるわけでございますが、さような場合におきましては、本人から悪意があつて届け出なかつた場合は別としてしまして、善意で支給を受けておつた場合におきましては、これを返させるという規定を設けております。

それから第十二條は留守家族手当の額の改訂でございます。これは留守家族の数が殖えたり減つたりする場合におきまして、留守家族の金額を改訂することを規定したものでございます。

それから十三條はこの留守家族手当を支給しない場合でございますが、この法律施行後三年間は、無条件にすべ

ての未帰還者の留守家族に対して手当を支給するのでございますが、三年経過後におきまして、状況不明の期間が七年を経過した者につきましては、この手当を打ち切ることにはいたしておるわけでございます。これは非常に我々も考えた条文中でございますが、大臣の提案理由の説明にもありました通り、未帰還者の留守家族に對しまして、無期限に手当を支給するというのも当を得ません。特に今回未帰還者の範囲を拡張いたしました結果、終戦直後において、更に進んでは開戦当時において生存しておつたという資料があるけれども、その後は否として消息が不明であるというかたがたも、今度未帰還者の範囲に入れたわけでありまして、従いまして、この未帰還者の中には終戦直後の混乱等によつて死亡したかわからないかたも相当数含まれておるわけでございます。その状況がわからないために、今日未帰還者となつてゐるかたが相当であると考えられるわけでありまして、従つて何か留守家族手当を適当な時期において打ち切ることが必要だろうと考えたわけでありまして、この法文のあとのほうにもありますが、国は調査究明に努めなければならぬという規定がござりますが、三年間の間、政府といたしましては、あらゆる機関を動員いたしまして、調査究明に全力を尽したいと思つております。三年もいろいろと手を尽しまして調査いたしましたれば、少くとも生存者につきましてはその消息を把握することができるとはなから考へておる次第であります。

におきまして希望条件が付けられまして、政府は調査究明に全力を尽すと同時に、その結果とも睨み合せて生存者である未帰還者の手当が打ち切られることがないように十分注意してほしいという希望条件が付けられたのであります。我々もいたしましてさうやうなことのないうち後とも調査究明に十分の努力を払いたいと考へておる次第であります。

第十四條は、恩給法との調整でございますが、今度恩給法の改正に伴いまして、私のほうから恩給局に希望を出しまして、未帰還の状態にある公務員、例えばソ連に抑留されておるところの元の軍人のかた々で、すでに恩給年限に到達しておられるかた々がおられるわけでありまして、こういうかた々は従来の恩給法の原則から申しますと普通恩給は請求することができないうちになつております。そこで私のほうから特に恩給局のほうに頼みまして、家族が代つて本人の普通恩給を代理で請求して支給を受けることができるようにして頂いたわけでありまして、さうなりますと、この留守家族手当よりもつと高額の普通恩給の支給を受けることができますので、それをダブつて支給する必要はないと考へまして、その調整を規定したのでございます。つまり普通恩給を受ける権利の裁定があつた場合には、未帰還者の留守家族にはその恩給の範囲において留守家族には恩給を支給しないという規定を規定してあります。従つて例えば山田大将の御家族はその恩給法による普通恩給の支給を受けることに相成るわけでありまして、

それから十五條から以下は現在未復

員者給与法において規定せられておりますが、これは未帰還者が帰還した際に支給する旅費であります。この帰郷旅費は遺骨埋葬経費、遺骨引取経費、療養とか、こういうことについて現在規定しておりますものをそのまま踏襲いたしまして規定したのでございます。ただ衆議院において改正せられておりました点は、従来の未復員者給与法におきましては未復員者が復員したあとで未復員期間中、自己を責めることができない事由によつて疾病に罹つておる場合は三年又は六年療養の給付をすることに相成つておるわけでありまして、それには制限がございまして、恩給法による増加恩給又はこの法律による障害一時金を受けた場合におきましては、本法による療養は行わないという規定されておるわけでありまして、そこで、現在療養されておるかた々は、恩給を受けた場合には療養はストップする。療養を受けておる間は、恩給法による傷病恩給をもらうことができないという結果に相成つておつたわけでありまして、その点を改正せられまして、療養と恩給法とによる傷病恩給とが併給できるように改正いたしましたわけでありまして、但し、療養に要する費用の実費の一部を徴収すると、こういうふうに変更されたわけでありまして、従つて、今までありたいわゆる特別患者と称する者が、実はそれに全部右へならせられたわけでありまして、従来、特別患者と称して、恩給を受けながら療養しておる患者が一部ありましたが、それが原則に相成りまして、少くとも傷病恩給を受ける者は、恩給をもらいながら療養するという点とに相成るわけでありまして、この点

員者給与法において規定せられておりますが、これは未帰還者が帰還した際に支給する旅費であります。この帰郷旅費は遺骨埋葬経費、遺骨引取経費、療養とか、こういうことについて現在規定しておりますものをそのまま踏襲いたしまして規定したのでございます。ただ衆議院において改正せられておりました点は、従来の未復員者給与法におきましては未復員者が復員したあとで未復員期間中、自己を責めることができない事由によつて疾病に罹つておる場合は三年又は六年療養の給付をすることに相成つておるわけでありまして、それには制限がございまして、恩給法による増加恩給又はこの法律による障害一時金を受けた場合におきましては、本法による療養は行わないという規定されておるわけでありまして、そこで、現在療養されておるかた々は、恩給を受けた場合には療養はストップする。療養を受けておる間は、恩給法による傷病恩給をもらうことができないという結果に相成つておつたわけでありまして、その点を改正せられまして、療養と恩給法とによる傷病恩給とが併給できるように改正いたしましたわけでありまして、但し、療養に要する費用の実費の一部を徴収すると、こういうふうに変更されたわけでありまして、従つて、今までありたいわゆる特別患者と称する者が、実はそれに全部右へならせられたわけでありまして、従来、特別患者と称して、恩給を受けながら療養しておる患者が一部ありましたが、それが原則に相成りまして、少くとも傷病恩給を受ける者は、恩給をもらいながら療養するという点とに相成るわけでありまして、この点

は、従来復員患者からたび／＼要望せられた点でございますが、その要望の一部が達成されたと見られるわけでございます。

○委員長(堂森芳夫君) その根拠は何条……。

○政府委員(田辺繁雄君) それは、この法律の併給するという根拠は、第二十七條の第二項でございます。同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けることができる者には、この法律による療養の給付を行わず、又は障害一時金を支給しない。というものは、恩給法によつて傷病恩給を受けた者には、この法律による療養が行えないのが原則であります。但書をつけまして、厚生大臣が必要と認める場合には療養の給付を行うことができるというようにいたしました。その代り、第二十条の第二項に持つて来まして、その場合に、実費の一部に相当する額を一部負担金として徴収するということを規定したわけでございます。

それから第二十九条、調査究明という章でございますが、「国は、未帰還者の状況について調査究明に努めなければならぬ。」と規定されておつたのを、衆議院においては、更に「帰還の促進」という字句を入れまして、国は帰還促進に努めなければならぬというものを附加したわけでございます。

次に、附則でございますが、これはまあ非常に複雑に相成つておりますが、まあ現在未復員者給与方法によつて給付を受けておられたが、あえて申請しなくてもこの法律の対象とするというふうな簡便な規定を設けまし

たのと、それからもう一つは、未復員者給与方法、特別未帰還者給与方法を廃止いたしましたと歩調を合せて、未帰還公務員、未帰還政府職員として現在俸給を受けておられたにつきまして、文官でございますけれども、未帰還者と同様に、未帰還中の給付は停止するというにいたしましたわけであり

ます。その結果、従来、未復員者給与方法であるとか、或いは未帰還政府職員として給付の前渡しを受けておつた人が、この法律における留守家族の範囲から除外されるかたができて来るわけでございます。例えば、未復員者給与方法におきましては、六十才未満の父母が俸給千円だけの前渡しを受ける場合があるわけであり、又その他留守家族援護法でもらう金額よりも多額である場合があるわけであり、例

えば、未帰還職員のごときは、未復員者と違ひまして、俸給は高いのでございます。結果、この差額をどうするかという問題が出て来るわけでございます。従いまして、この法律におきましては、従来の実績はすべて保障するという建前をとりまして、本法の対象外にあつたかた／＼及び従来金額より余計もらつておつたかた／＼につきま

しては、従来の規定を保障するという規定を設けたわけであり、これが特別手当という特例であります。それから差額支給というものは、先ほど申しましたような精神で規定しておるわけでございます。

でございますので、建前から申しましたも、技術的な点から申しましたも、この法律自体を過去に遡及するということは理論上も實際上も非常に困難でございます。いたしましたのでありますが、当時四月一日から実施するということになつておつたのが、国会が解散になりましたために、四月から七月分まではもらえないという結果になつた。そこで何とかその間を調整したいと思ひまして、いろいろ検討いたされた結果、少くとも四月から七月までの間は、特別未帰還者給与方法、未復員者給与方法というものが生きておつたわけであり、それから、それをベースアップしたと同様の結果となるやうなこ

とでこの十九項が挿入されたわけであり、大部分のかたは、大部分のかたと申しますか、現在未復員者給与方法になり、特別未帰還者給与方法によつて扶養手当の前渡しを受けたかた／＼が、今度この新しい法律の対象の大部分でございまして、これによつて四月から実施した場合と近い結果を来すことができるのではないかと、こう考えておるわけでございます。なお、未帰還者の中の公務員の今後の取扱いについてであります。恩給局とよく打合せをいたしまして、次のような取扱いをいたすことになつたのでござい

ます。先ほど申し上げましたように、未帰還公務員で、すでに恩給年限に到達しておるかたにつきましては、その家族が代つて恩給を受けることができるやうにするという点が一点でございます。恩給年限に到達しないかたにつきま

しては、恩給年限に到達するまで退職とみなさないということいたしましたのであります。

それからすでに恩給年限に到達した場合におきましても、普通でございます。すれば、そのかたは、公務員としての扱いはしないわけでございますが、未帰還という特別の状態でございますので、年限到達後における災害につきま

しては、公務員として受けた災害と同じ処遇をする、こういう特別の処遇をして頂くやうにお願いをいたしました。さういふ規定を設けたのでござい

ます。

大変大急ぎで概要を御説明申上げました次第でございますが、御質問によりまして御説明、お答えを申上げたいと思ひます。これで一応私の説明を終ります。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始め

本法案の質疑は明日に譲りまして、連合委員会はこれで閉じます。

午後二時三分散會

昭和二十八年八月十九日印刷

昭和二十八年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局